

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

令和2年7月20日適用

改正後			改正前		
参考資料目次			参考資料目次		
参考資料番号	名称	ページ	参考資料番号	名称	ページ
参考資料1	JAネットバンク利用規定	IB参考1	参考資料1	JAネットバンク利用規定	IB参考1
参考資料2	(削除)	(欠)	参考資料2	当組合所定事項	IB参考11
参考資料3	「JAネットバンクオンライン申込サービス規定」	IB参考23	参考資料3	「JAネットバンクオンライン申込サービス規定」	IB参考14

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

改正後	改正前
<p align="center"><u>「JAネットバンク利用規定」</u></p> <p align="center"><u>目 次</u></p>	<p align="center"><u>(追加)</u></p>
<p><u>第1条 「JAネットバンク」</u></p>	
<p><u>第2条 サービス取扱時間</u></p>	
<p><u>第3条 利用申込み</u></p>	
<p><u>第4条 本人確認</u></p>	
<p><u>第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等</u></p>	
<p><u>第6条 照会サービス</u></p>	
<p><u>第7条 振込・振替サービス</u></p>	
<p><u>第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」</u></p>	
<p><u>第9条 定期貯金サービス</u></p>	
<p><u>第10条 ローン繰上返済サービス</u> <small>※当組合では、第10条のサービスについては取扱っておりません。</small></p>	
<p><u>第11条 カードローンサービス</u> <small>※当組合では、第11条のサービスについては取扱っておりません。</small></p>	
<p><u>第12条 取引内容の記録等</u></p>	
<p><u>第13条 月額手数料等</u></p>	
<p><u>第14条 パスワードの管理、セキュリティ等</u></p>	
<p><u>第15条 解約等</u></p>	
<p><u>第16条 移管</u></p>	
<p><u>第17条 免責事項</u></p>	
<p><u>第18条 本サービスの不正使用による振込等</u></p>	
<p><u>第19条 届出事項の変更等</u></p>	
<p><u>第20条 通知・告知手段</u></p>	
<p><u>第21条 海外からの利用</u></p>	

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

第22条 サービスの追加

第23条 サービスの休止

第24条 サービスの廃止

第25条 本規定の変更

第26条 業務委託の承諾

第27条 関係規定の適用・準用

第28条 契約期間

第29条 譲渡・質入れ等の禁止

第30条 準拠法・合意管轄

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

改正後	改正前
JAネットバンク利用規定	JAネットバンク利用規定
<p>第1条 「JA ネットバンク」</p> <p>「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、<u>パソコンや携帯電話など当組合所定の端末機器</u>を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy (ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、<u>定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、</u>その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の<u>申し込み</u>を行い、かつ当組合が当該<u>申し込み</u>を承諾した本邦居住の方のみとします。</p> <p>契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p>	<p>第1条 「JA ネットバンク」</p> <p>「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、<u>パソコン等</u>当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy (ペイジー)」(以下、「払込」といいます)を行うサービス、<u>(追加)</u>その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合所定の<u>申し込み</u>を行い、かつ当組合が当該<u>申し込み</u>を承諾した本邦居住の方に<u>限り</u>ます。</p> <p>契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p>
<p>第2条 (省略)</p>	<p>第2条 (省略)</p>
<p>第3条 利用申込み</p> <p>1. 本サービスの利用の<u>申し込み</u>に際しては、当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法(以下、「利用申込書等」といいます)により「住所」、「氏名」、「ログインパスワード」、その他必要事項を<u>届け出て</u>ください。</p> <p>2. 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書等により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座(以下、「サービス利用対象口座」とい</p>	<p>第3条 利用申込み</p> <p>① 本サービスの利用の<u>申し込み</u>に際しては、当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法(以下、「利用申込書等」といいます)により「住所」、「氏名」、「ログインパスワード」、その他必要事項を<u>届出</u>てください。</p> <p>② 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書等により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座(以下、「サービス利用対象口座」とい</p>

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

います)とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。

なお、本サービスの申し込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を「サービス利用代表口座」(以下、「代表口座」といいます)として届け出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。

3. 本サービスの申し込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JAネットバンク操作手引き(削除)の送付について(送付状)」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JAネットバンク操作手引き(削除)の送付について(送付状)」や「操作手引き」等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。

第4条 (省略)

第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等

1. (省略)

2. 当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい時には、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものととして、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消、変更等はできないものとします。

なお、払込にかかる操作手順は第8条でご確認ください。

す)とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。

なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つの普通貯金口座又は当座貯金口座を「サービス利用代表口座」(以下、「代表口座」といいます)として届出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。

- ③ 本サービスの申込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JAネットバンク操作手引き」の送付について(送付状)(追加)を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JAネットバンク操作手引き」の送付について(送付状)(追加)や「操作手引き」等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。

第4条 (省略)

第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等

① (省略)

- ② 当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい時には、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものととして、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消、変更等はできないものとします。

なお、払込にかかる操作手順は第8条でご確認ください。

J A ネットバンク利用規定 新旧対比表

<p>3. 取引の依頼事項・内容および取引の完了結果については、当組合が指定する方法（受付完了確認画面、依頼内容の照会機能、通帳等）により、契約者の責任において必ず確認してください。</p> <p>なお、内容に不明な点がある場合等は、当組合にご確認ください。但し、第8条払込にかかる確認は、収納機関に直接ご確認ください。</p> <p>4. (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p style="padding-left: 20px;">a～d (省略)</p> <p style="padding-left: 20px;">e <u>カードローン返済手続の処理時における返済金額</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 払込手続において、払込先の収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。</p> <p>(4) 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続を行ったとき。</p> <p>(5)～(6) (省略)</p> <p>5. サービス利用対象口座について同日に複数の引き落とし（本サービス以外の引き落としを含みます）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。</p> <p>第6条 照会サービス</p> <p>1. 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座について、その残高や入出金明細など各種情報を提供するサービスをいいます。</p>	<p>③ 取引の依頼事項・内容及び取引の完了結果については、当組合が指定する方法（受付完了確認画面、依頼内容の照会機能、通帳等）により、契約者の責任において必ず確認してください。</p> <p>なお、内容に不明な点がある場合等は、当組合にご確認ください。ただし、第8条の払込にかかる確認は、収納機関に直接ご確認ください。</p> <p>④ (省略)</p> <p>1 (省略)</p> <p style="padding-left: 20px;">a～d (省略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(追加)</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 払込手続において、払込先の収納機関から納付情報又は請求情報についての所定の確認ができないとき。</p> <p>4 支払指定口座に対し契約者から支払停止若しくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続を行ったとき。</p> <p>5～6 (省略)</p> <p>⑤ サービス利用対象口座について同日に複数の引落とし（本サービス以外の引落としを含みます）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。</p> <p>第6条 照会サービス</p> <p>① 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座について、その残高や入出金明細等の各種情報を提供するサービスをいいます。</p>
---	--

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

2. 照会サービスの利用時間および提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。

3. 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消をすることがあります。また、こうした変更・取消のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第7条 振込・振替サービス

1. 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した日（以下、「振込・振替指定日」といいます）に、あらかじめ指定された納税準備貯金・定期貯金以外のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引落とし、契約者が指定した当組合または当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます）へ入金することができるサービスをいいます。

なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取り扱いきれない場合があります。

2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。

(1) 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属し、かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。

(2) 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属していない場合、または支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属する場合であっても、その名義が異なる場合は、「振込」として取り扱い、当組合所定の振

② 照会サービスの利用時間及び提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。

③ 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡等、相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更又は取消をすることがあります。また、こうした変更・取消のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第7条 振込・振替サービス

① 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した日（以下、「振込・振替指定日」といいます）に、あらかじめ指定された納税準備貯金・定期貯金以外のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引落とし、契約者が指定した当組合又は当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます）へ入金することができるサービスをいいます。

なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取り扱いきれない場合があります。

② 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。

1 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属し、かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。

2 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属していない場合、又は支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属する場合であっても、その名義が異なる場合は、「振込」として取り扱い、当組合所定の振込手数料を支

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

込手数料を支払指定口座からお支払いいただきます。

(3)～(4) (省略)

(5) 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます）は、原則として取り扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。

なお、組戻しを行う場合には、当組合所定の組戻手数料が別途必要となります。

(6) (省略)

(7) 入金不能により入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、契約者から組戻しの依頼を受けることなく振込金額を当該取引の削除指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

なお、これにより生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があった際には、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。

第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

1. 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込」といいます。）サービスは、当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込を行うため、当組合が指定する操作方法により、

払指定口座からお支払いいただきます。

3～4 (省略)

5 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます）又は取りやめ（以下、「組戻し」といいます）は、原則として取扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。

なお、組戻しを行う場合には、当組合所定の組戻手数料が別途必要となります。

6 (省略)

7 入金不能により入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、契約者から組戻しの依頼を受けることなく振込金額を当該取引の支払指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

なお、これにより生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があった際には、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。

第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

① 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込」といいます）サービスは、当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下、「料金等」といいます）の払込を行うため、当組合が指定する操作方法により、契

J A ネットバンク利用規定 新旧対比表

<p>契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます）を<u>引き落とす</u>ことにより、料金等の払込みを行うサービスをいいます。</p> <p>2. 料金等払込をするときは、当組合が定める方法<u>および</u>操作手順に従ってください。</p> <p>3. 利用者の端末機器において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報<u>または</u>請求情報の照会を当組合に依頼してください。<u>但し</u>、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報<u>または</u>請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込を選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報<u>または</u>納付情報が当組合の J A ネットバンクに<u>引き継が</u>れます。</p> <p>4. 前項本文の照会<u>または</u>前項<u>但書</u>の引継ぎの結果として利用者の端末機器の画面に表示される納付情報<u>または</u>請求情報から払込を希望する料金等を選択してください。</p> <p>5. （省略）</p> <p>6. 料金等払込にかかる契約は、当組合がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を貯金口座から<u>引き落と</u>した時に成立するものとします。</p> <p>7. （省略）</p> <p>(1) 停電、故障等により<u>取扱い</u>できない場合</p> <p>(2) 申込内容に基づく払込金額が、手続時点において利用者の口座より<u>払い</u></p>	<p>約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます）を<u>引落とす</u>ことにより、料金等の払込を行うサービスをいいます。</p> <p>② 料金等払込をするときは、当組合が定める方法<u>及び</u>操作手順に従ってください。</p> <p>③ 利用者の端末機器において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報<u>又は</u>請求情報の照会を当組合に依頼してください。<u>ただし</u>、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報<u>又は</u>請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込を選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報<u>又は</u>納付情報が当組合の J A ネットバンクに<u>引継が</u>れます。</p> <p>④ 前項本文の照会<u>又は</u>前項<u>ただし書</u>の引継ぎの結果として利用者の端末機器の画面に表示される納付情報<u>又は</u>請求情報から払込を希望する料金等を選択してください。</p> <p>⑤ （省略）</p> <p>⑥ 料金等払込にかかる契約は、当組合がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を貯金口座から<u>引落と</u>した時に成立するものとします。</p> <p>⑦ （省略）</p> <p>1 停電、故障等により<u>取扱い</u>できない場合</p> <p>2 申込内容に基づく払込金額が、手続時点において利用者の口座より<u>払戻す</u></p>
---	--

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

<p>戻すことができる金額(当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。)を超える場合</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(6) 収納機関から納付情報<u>または</u>請求情報についての所定の確認ができない場合</p> <p>(7)～(8) (省略)</p> <p>8.～9. (省略)</p> <p>10. 当組合は、料金等払込にかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報<u>または</u>請求情報の内容、収納機関での収納<u>手続き</u>の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。</p> <p>11. 収納機関の連絡により、料金等払込が<u>取り消</u>されることがあります。</p> <p>12. 当組合<u>または</u>収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込の利用が停止されることがあります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合<u>または</u>収納機関が定める手続を行ってください。</p> <p>13. (省略)</p> <p>第9条 定期貯金サービス</p> <p>1.～2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>4.～6. (省略)</p> <p>第10条 ローン繰上返済サービス</p>	<p>ことができる金額(当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます)を超える場合</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>6 収納機関から納付情報<u>又は</u>請求情報についての所定の確認ができない場合</p> <p>7～8 (省略)</p> <p>⑧～⑨ (省略)</p> <p>⑩ 当組合は、料金等払込にかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報<u>又は</u>請求情報の内容、収納機関での収納<u>手続</u>の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。</p> <p>⑪ 収納機関の連絡により、料金等払込が<u>取消</u>されることがあります。</p> <p>⑫ 当組合<u>又は</u>収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込の利用が停止されることがあります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合<u>又は</u>収納機関が定める手続を行ってください。</p> <p>⑬ (省略)</p> <p>第9条 定期貯金サービス</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>④～⑥ (省略)</p> <p>第10条 ローン繰上返済サービス</p>
--	--

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

<p>※当組合では、第10条のサービスについては取扱いしていません。</p> <p>1. <u>ローン繰上返済サービス</u>とは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、残高照会、一部繰上返済シミュレーション、一部繰上返済予約等を行うことができるサービスをいいます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 本サービスによる一部繰上返済予約は、次のとおり<u>取り扱</u>います。</p> <p>(1) 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、当組合が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することをいいます。全額繰上返済は<u>取り扱</u>いできません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(6) 当組合は、取引実施日の当組合の定める時間に、必要な資金（<u>約定返済額・利息額、一部繰上返済額・繰上利息額、当組合所定の手数料の合計額</u>）を、ローン契約時に指定した元利金支払口座から引き落とします。当組合は、これらの引落しが完了したことをもって、契約変更を承諾し、当組合の定める方法で処理を行います。</p> <p>(7) (省略)</p> <p><u>第11条 カードローンサービス</u></p> <p>※当組合では、第11条のサービスについては取扱いしていません。</p> <p>1. <u>カードローンサービス</u>とは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>① <u>ローン繰上返済サービス</u>とは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、残高照会、一部繰上返済シミュレーション、一部繰上返済予約等を行うことができるサービスをいいます。</p> <p><u>なお、本サービスについては、組合により取扱いが無い場合があります。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>③ 本サービスによる一部繰上返済予約は、次のとおり<u>取扱</u>います。</p> <p>1 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、当組合が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することをいいます。全額繰上返済は<u>取扱</u>いできません。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 当組合は、取引実施日の当組合の定める時間に、必要な資金（<u>約定返済元金・利息、一部繰上返済元金・繰上利息、当組合所定の手数料の合計額</u>）を、ローン契約時に指定した元利金支払口座から引き落とします。当組合は、これらの引落しが完了したことをもって、契約変更を承諾し、当組合の定める方法で処理を行います。</p> <p>7 (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>
---	--

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

座について、契約内容照会、借入、返済等を行うことができるサービスをいいます。

2. 本サービスの対象となるカードローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるカードローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。

3. 本サービスによる借入は、当組合所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。

4. 本サービスによる返済は、当組合所定の金額範囲内で、サービス利用対象口座のうちカードローン契約時に契約者が指定した口座から、任意の金額を貸越元金の返済に充当します。

第12条 取引内容の記録等

契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。

第13条 月額手数料等

1. 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当組合所定の日に代表口座から引き落とします。

なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受け入れた月額手数料を返却しません。

2. 本サービスによる振込に当たっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。

第11条 取引内容の記録等

契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。

第12条 月額手数料等

① 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の月額手数料及びこれに伴う消費税を当組合所定の日に代表口座から引落とします。

なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受入れた月額手数料を返却しません。

② 本サービスによる振込に当たっては、第7条における振込手数料及びこれに伴う消費税を、振込指定日の決済時に支払指定口座から引落とします。

J A ネットバンク利用規定 新旧対比表

3. 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料および払込金等の引き落としは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手（削除）の提出は不要として取り扱います。

4. （省略）

第14条 パスワードの管理、セキュリティ等

1. 「ログインID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログインID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、「ログインID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、当組合から契約者に「ログインID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。

2. （省略）

3. 本サービスの利用について当組合に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当組合所定の手続きを行ってください。

4. 「JAネットバンク操作手引き（削除）の送付について（送付状）」の盗

③ 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料及び払込金等の引落としは、第26条に記載した各種規定にかかわらず、貯金通帳及び払戻請求書又は当座小切手、キャッシュカードの提出は不要として取扱います。

④ （省略）

第13条 パスワードの管理、セキュリティ等

① 「ログインID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログインID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、「ログインID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方が使用することがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、当組合から契約者に「ログインID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。

② （省略）

③ 本サービスの利用について当組合に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当組合所定の手続きを行ってください。

④ 「JAネットバンク操作手引き」の送付について（送付状）（追加）の盗難・

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当組合の所定の時間内にその旨を届けてください。当組合は、この届出の受け付けにより本サービスの利用を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は、契約者の真正な意思により撤回されたものとみなして取り扱います。

なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。

第15条 解約等

1. この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法によることとし（削除）ます。また、当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。

2.～4. （省略）

5. 契約者が次の各号の事由の一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。

(1) 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。

(2) （省略）

紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」等の契約者に関する情報が第三者に知られた場合、又はそのおそれがある場合には、契約者は当組合の所定の時間内にその旨を届けてください。当組合は、この届出の受け付けにより本サービスの利用を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は、契約者の真正な意思により撤回されたものとみなして取扱います。

なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。

第14条 解約等

① この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法によることとし、当該解約の有効期限は当組合の解約手続完了後とします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。

②～④ （省略）

⑤ 契約者が次の各号の事由の一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。

1 支払停止又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき。

2 （省略）

J A ネットバンク利用規定 新旧対比表

(3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

(4)～(6) (省略)

(7) 「J A ネットバンク操作手引き (削除) の送付について (送付状)」が不着もしくは受取拒否等で返却されたとき。

(8)～(10) (省略)

第 16 条 移管

1. (省略)

2. サービス利用対象口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

第 17 条 免責事項

1. 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず (削除)

(1) (省略)

(2) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害

については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取り扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付けの有無等を確認してくださ

3 住所変更の届出を怠る等、契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

4～6 (省略)

7 「J A ネットバンク操作手引き」の送付について (送付状) (追加) が不着若しくは受取拒否等で返却されたとき。

8～10 (省略)

第 15 条 移管

① (省略)

② サービス利用対象口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

第 16 条 免責事項

① 当組合及び金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず、

1 (省略)

2 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害

については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付けの有無等を確認してください。

J A ネットバンク利用規定 新旧対比表

<p>い。</p> <p>2. システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの<u>取り扱い</u>に遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>3. 当組合が第 4 条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用<u>または不正利用</u>その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして<u>取り扱い</u>、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第 18 条による補てんの請求をすることができます。</p> <p>4. 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、<u>または成立した場合</u>、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>5. 利用申込書等に押印された<u>印鑑</u>の印影と届出の<u>印鑑</u>の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて<u>取り扱い</u>したときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>6. 当組合が通知した「J A ネットバンク操作手引き <u>(削除)</u>」の送付について</p>	<p>② システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの<u>取扱い</u>に遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>③ 当組合が第 4 条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用<u>又は不正利用</u>その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして<u>取扱い</u>、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第 17 条による補てんの請求をすることができます。</p> <p>④ 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、<u>又は成立した場合</u>、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>⑤ 利用申込書等に押印された<u>印章</u>の印影と届出の<u>印鑑 (追加)</u>とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて<u>取扱い</u>したときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>⑥ 当組合が通知した「J A ネットバンク操作手引き <u>」</u>の送付について (送付状)</p>
--	--

J A ネットバンク利用規定 新旧対比表

<p>(送付状)が郵送上の事故等当組合の責に帰すべき事由によらず、第三者がパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. 契約者が本規定により取り扱わなかったことよって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>9. (省略)</p> <p>第 18 条 本サービスの不正使用による振込等</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 前記 1・2 の規定は前記 1 にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗取が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。)から 2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 前記 1 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、<u>またはこれに付随してパスワード等が盗取された場合</u></p> <p>5. 当組合が前記 2 に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金(以下「対象貯金」という。)について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないも</p>	<p>(追加)が郵送上の事故等当組合の責に帰すべき事由によらず、第三者がパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>⑦ (省略)</p> <p>⑧ 契約者が本規定により<u>取扱</u>わなかったことよって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>⑨ (省略)</p> <p>第 17 条 本サービスの不正使用による振込等</p> <p>① (省略)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前記①・②の規定は前記①にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗取が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。)から 2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>④ 前記①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、<u>又はこれに付随してパスワード等が盗取された場合</u></p> <p>⑤ 当組合が前記②に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金(以下「対象貯金」という。)について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないもしま</p>
--	--

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

のとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 当組合が前記2により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。

7. 当組合が前記2により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします

第19条 届出事項の変更等

1. 代表口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定および各種貯金規定ならびにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届けてください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後に有効となります。

2. 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からその必要に応じて通知する書類や電子メール等が不着または延着の場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとします。

第20条 通知・告知手段

1. （省略）

(1)～(3) （省略）

2. 契約者は、前項(2)、(3)のご提案の配信について当組合所定の方法により停止をできるものとします。

3. 契約者の電子メールアドレスについては、当組合の指定する操作方法によ

す。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

⑥ 当組合が前記②により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。

⑦ 当組合が前記②により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

第18条 届出事項の変更等

① 代表口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定及び各種貯金規定並びにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届けてください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後に有効となります。

② 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からその必要に応じて通知する書類や電子メール等が不着又は延着の場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとします。

第19条 通知・告知手段

① （省略）

1～3 （省略）

② 契約者は、前項2、3のご提案の配信について当組合所定の方法により停止をできるものとします。

③ 契約者の電子メールアドレスについては、当組合の指定する操作方法により

J A ネットバンク利用規定 新旧対比表

り端末機器から届出するものとし、この届出がなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 21 条 海外からの利用

契約者の海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他事由により本サービスの全部または一部が利用できない場合があります。当該国の法令・制度等については、契約者ご自身で確認してください。

第 22 条 サービスの追加

契約者は、本サービスに今後追加されるサービスを、新たな申し込みなしに利用できるものとし、ただし、当組合が指定する一部のサービスについては、この限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を変更する場合があります。

第 23 条 サービスの休止

(省略)

第 24 条 サービスの廃止

(省略)

第 25 条 本規定の変更

1. 当組合は、第 22 条・第 24 条に基づく他、必要に応じて本規定の内容及び利用方法（当組合の所定事項を含みます）を変更することができるものとし、本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

2. (省略)

端末機器から届出するものとし、この届出がなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 20 条 海外からの利用

契約者の海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他事由により本サービスの全部又は一部が利用できない場合があります。当該国の法令・制度等については、契約者ご自身で確認してください。

第 21 条 サービスの追加

契約者は、本サービスに今後追加されるサービスを、新たな申し込みなしに利用できるものとし、ただし、当組合が指定する一部のサービスについては、この限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を変更する場合があります。

第 22 条 サービスの休止

(省略)

第 23 条 サービスの廃止

(省略)

第 24 条 本規定の変更

① 当組合は、第 21 条・第 23 条に基づく他、必要に応じて本規定の内容及び利用方法（当組合の所定事項を含みます）を変更することができるものとし、本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

② (省略)

JAネットバンク利用規定 新旧対比表

第26条 業務委託の承諾

1.～2. (省略)

第27条 関係規定の適用・準用

1. この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

第28条 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日（「JAネットバンク操作手引き (削除)」の送付について（送付状）」に記載の取扱開始日）から1年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第29条 譲渡、質入れ等の禁止

(省略)

第30条 準拠法・合意管轄

(省略)

本規定の当組合所定の内容については、JAネットバンクホームページの掲載内容により確認してください。

以上

第25条 業務委託の承諾

①～② (省略)

第26条 関係規定の適用・準用

① この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定取引規定、貯蓄貯金規定、JAプラスL取引規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。

② 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

第27条 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日（「JAネットバンク操作手引き」の送付について（送付状）(追加)に記載の取扱開始日）から1年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者又は当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第28条 譲渡、質入れ等の禁止

(省略)

第29条 準拠法・合意管轄

(省略)

(追加)

以上

